

2025

令和7年度

生徒指導・支援のしおり



**進 融 誠
取 和 実**

**沖縄県立読谷高等学校
生徒指導部**

I 基本方針

【生徒指導・支援の三本の柱】

『生徒指導部は全職員で取り組む教育の足並みをそろえる役割』

生徒指導は、教育活動全体の中で行われる。それは授業であり、行事であり、課外活動である。その中心となるのは学級経営であり、学級担任である。生徒指導部はそれを補助し、方向性を示していく役割を担う。

『生徒指導部は担任・学年会の補助役』

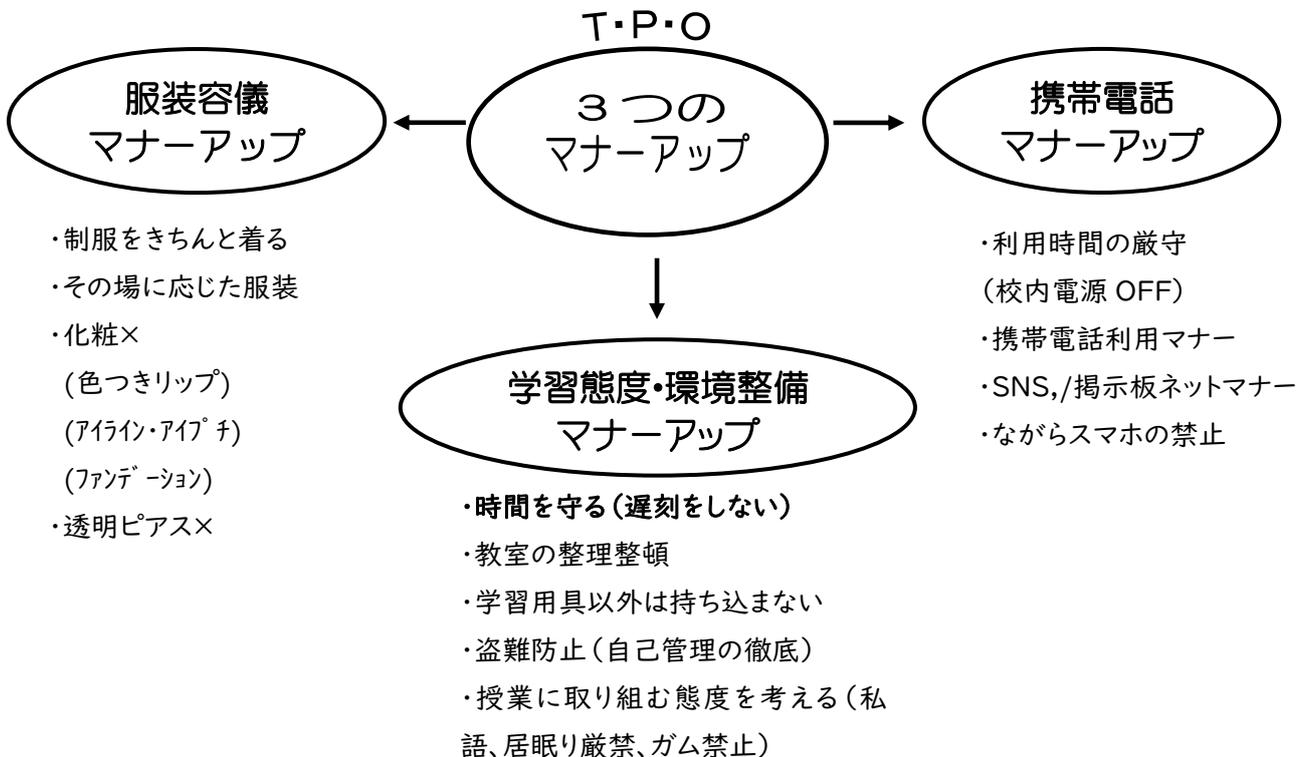
あくまで担任及び学年会が中心となり指導を展開していく。生徒指導部は、その指導が円滑に行えるように、どのような生徒を育て、教育していくかの方向性、指導方針、指導手順を策定、企画する立場にある。

『学年会、学級担任、教科担任との連携を密に』

全職員足並みをそろえるためには情報の交換が不可欠である。学年情報交換会を指導が必要な生徒やその指導方針を確認する機会とする。

2. 今年度努力目標（重点課題）

【生徒指導・支援の三本の柱】



生徒指導の基本姿勢：担任主導で粘り強い指導が基本

(1) 生徒指導の定義(生徒指導提要より抜粋)

生徒指導とは、生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き(機能)である。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言える。

(2) 生徒指導の目的(生徒指導提要より抜粋)

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められる。

【生活指導カテゴリー】

1. 勤怠指導

【意義】

- (1) 基本的な生活習慣の確立
- (2) 時間を守る大切さを身につける。(人としての信頼)
- (3) 卒業後の進路につなげる。

【基本姿勢】

担任による声かけ、対話や面談を通して、理由・原因、解決策などを一緒に考える。合わせて保護者への連絡、場合によっては保護を召喚しての指導を行う。

(1) 該当項目

朝の遅刻、無届欠課、無届欠席

(2) 指導方法

- ① 担任指導を基本とし、状況や必要に応じて学年主任、生徒指導、管理者を加えて指導にあたる。
(指導の目安 ~5回:担任、~10回:学年主任・生徒指導、15回:管理者)
- ② 学期末の成績判定会議において勤怠不良者となった者は、担任、学年主任、管理者指導を行う
(場合によっては部顧問や進路指導主任、生徒指導主任が行うこともある)。

2. 身なり指導

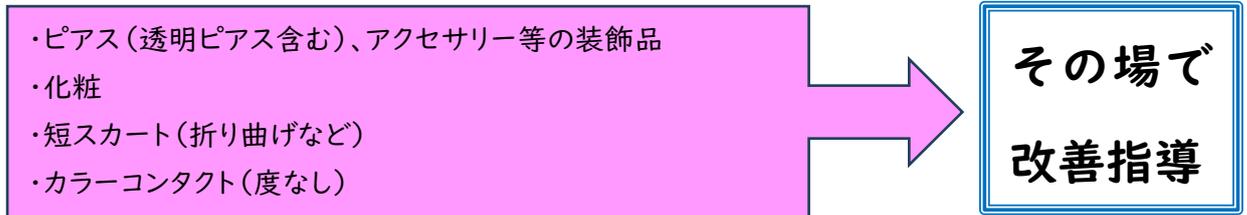
【意義】

- (1) TPO(時間・場所・場面)に応じた服装ができる
- (2) 学生としての本分に全力を注ぐ。(時間の使い方、経済的な面など)
- (3) 身なりに関する基本的なマナーを身につける。

【基本姿勢】

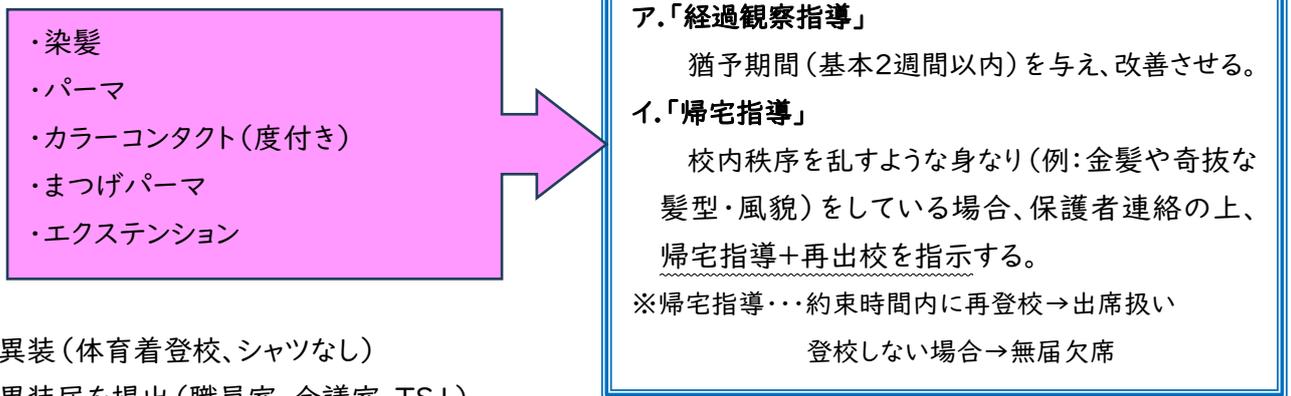
「日々の学校生活」や「月始めの身なりチェックデー」において、学級担任による声かけ、対話や面談を通して、理由・原因、解決策などを一緒に考える。合わせて保護者への連絡、場合によっては保護を召喚しての指導を行う。

- (1) 該当項目
服装違反、化粧、装飾品、染髪、パーマなど
- (2) 指導方法
- ① その場で改善できるもの



※ノーベルト(ズボンタイプ)、ノースカーフ(セーラータイプ)、爪は努力改善義務とする。

- ② その場で改善できないもの



- ③異装(体育着登校、シャツなし)
⇒ 異装届を提出(職員室、会議室、TS1)

※指導記録表への入力(①:全職員、②③:生徒指導部)

【制服について】

- ①「ズボンタイプ」、「スカートタイプ」のいずれかを選んで下さい(制服選択制)。ズボンタイプは指定の白シャツ着用が義務づけとなります。
- ②衣替え及び調整期間は設定しません。自己の判断で季節にあった服装を選択して下さい。ただし、以下の儀式的行事の際は、以下の服装で統一します。
【冬服:1学期始業式(新入生は除く)、2学期終業式、3学期始業式、修了式、卒業式、】
【夏服:1学期終業式、2学期始業式】 ※天候や気温によって変更あり
- ③防寒着については、学ランまたは学校指定ジャージを着用して下さい。

3. スマートフォンの使用違反

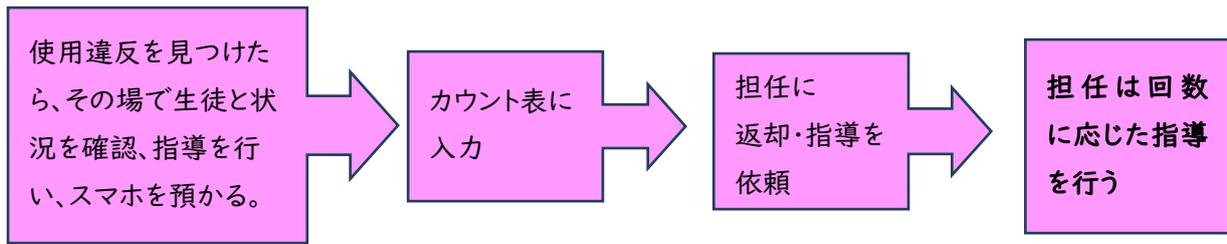
- (1) スマホ使用ルール

校内には行ったら電源オフ。帰りのSHR終了まで使用禁止。

授業で使用しない場合は電源を切ってカバンに収める。机の上に置いている場合などは、口頭注意をし、カバンに収めさせる。

◎以下の事項が発生した場合は警察と連携して指導にあたる。
盗撮、SNSへの無断投稿やトラブル(肖像権・人権侵害、名誉毀損など)

(2) 指導方法



(3) 指導内容

- ① 1～4回の使用違反……担任指導で放課後返却。保護者への連絡。
- ② 5回以降の使用違反……以下の(ア)～(オ)を組み合わせた指導。
 - (ア) 担任・学年主任・生徒指導部での指導。保護者への連絡。
 - (イ) 保護者召喚でのルール設定。保護者への返却
 - (ウ) 管理者指導
 - (エ) 校内での預かり指導
 - (オ) 日誌指導

【問題行動カテゴリー】

社会通念に反する行為として、**生徒指導部による指導**を行う。

- 訓告: 管理者より嚴重注意及び指導言い渡しを行い、特別指導を付する。
- 停学: 管理者より嚴重注意及び指導言い渡しを行い、出校して生徒指導部と家庭での指導
- 嚴重注意: 管理者・学年・担任・生徒・保護者(必要に応じて)の注意

問題行動カテゴリーの加算は3年間通年とする。問題行動を点数化して加算する

1. 指導内容

指導の種類	点数	指導段階
問題行動カテゴリー	5～9	訓告+特別指導 5日
	10	停学5日間
	15	停学 10日間
	20	無期停学
	25以上	退学勧告

2. 指導該当項目及び指導点数

項	問題行動	点数
飲酒に関する事	飲酒(ノンアルコール全般含む)	10

項	問題行動	点数
	飲酒同席	5
喫煙に関する事	喫煙(電子タバコ・フレーバー・VAPE 含む)	10
	タバコ所持	10
	喫煙同席	5
薬物に関する事	所持及び使用	警察関係機関と連携し、指導内容検討(原則25)
車両に関する事	二輪免許取得	10
	車両運転(二輪車含む)	10
	車両同乗(高校生が運転する車両)※他校生含む	10
	交通違反(交通三悪、暴走行為含む)	警察関係機関と連携し、指導内容検討(原則20以上)
財産に関する事	窃盗・万引き・恐喝	15
	器物破損(校舎・校具・備品等を故意に破損する)	10
	器物破損(校舎・校具・備品等を間違えての破損)	嚴重注意+弁済指導
人権に関する事	いじめ	警察・関係機関と連携、指導内容を検討
	SNS 関連(無断投稿)	
	SNS 関連(虚偽投稿・誹謗中傷・プライバシー侵害)	
社会通念上及び生徒の安全管理	タトゥー(大小関わらず)	10
	危険物所持(ナイフ所持等)	警察関係機関と連携し、指導内容検討(原則20以上)
	パチンコ店など禁じられた場所への出入り	指導委員会協議(5以上)
	賭博行為全般(トランプ・花札・スマホ使用など)	指導委員会協議(5以上)
考査に関する事	考査に係る不正行為	10
深夜徘徊に関する事※問題行動(喫煙・飲酒等)が伴う場合はそれぞれの指導に該当	深夜徘徊(塾の迎えや問題行動なきもの)	0
	深夜徘徊(補導が午前0時以降)	2
暴言・暴力(未遂含む)、態度に関する事	指導拒否	5
	暴言、挑発、名誉毀損(対生徒、対教師)	15
	暴力行為(対生徒、対教師)	関係機関と連携し、指導内容検討(原則20以上)
その他	上記に記載されている項目以外で、法律に抵触する犯罪や学生の本分に反した行動のあった者は、その状況に応じて指導方法を検討する。	

【アルバイトに関する事(全学年)】

第7条 生徒のアルバイトについては次のとおりとする。

- (1) 高校生の本分は学業に専念することにあるので、アルバイトは原則として禁止する。
- (2) 家庭の経済的な理由等によりアルバイトを希望する者は、保護者の承諾と責任のもとに行うものとする。HR担任の指導助言を得てアルバイト許可願いを生徒指導部に提出し、校長の許可を得なければならない。

※やむを得ない理由の定義付け……経済的理由による家庭を助ける為

※認めない事項……1,2年生の教習所に通う為。小遣いを自分でまかなう為。(スマホ代含)

※1学年においては、入学後しばらくは学校生活に慣れるのを優先すること。やむを得ずアルバイトをする場合でも、夏休み以降が望ましい。

〈手続きの流れ〉

- (1) 生徒がアルバイト希望を担任に伝える。

担任・理由確認などの面談+保護者への電話確認(原則禁止を踏まえた上で相談に乗る)

※保護者に生徒からの申し出の確認をし、必要性を再確認する。

↓

- (2) 担任・本人+学年主任 or 生徒指導で面談を行う。必要であれば保護者を召喚する。

(面談で理由等の最終確認、諸注意を周知し、申請書を渡す)

↓

- (3) 生徒はアルバイト申請書を担任に提出。(担任は受け取った申請書を生徒指導部へ提出)

↓

- (4) 生徒指導部が「許可証」を発行する。

〈アルバイトとして認められない場所について〉

場所:居酒屋、深夜業、危険有害業務、風俗業、その他労働基準法に反する業務内容

〈無断アルバイト生への指導〉

見かけた職員はその場で本人に確認する事が基本

担任と生徒を見かけた職員は、本人に事実確認を行う。⇒ 担任は保護者へ確認を取る。

⇒ 生徒指導部へ報告 **生徒指導部による3日間の日誌**

※継続するなら上記面談を行い手続をとる。

【運転免許に関する事】

本校では車両免許の取得は原則禁止としている。(生徒の命を守るという事を最優先)

但し、3年生に関してのみ就職や生活必要上で理由のある生徒は、**1学期終業式以降**(夏季休業やそれ以降の放課後を利用して)の取得を認める。(諸手続や学業・学校生活に支障をきたさない約束)

運転免許取得後

- (1) 必ず「車両運転免許取得届出書及び確約書」を生徒指導部に提出する。

(2) 車両の運転は保護者の責任の下で行うものとする。以下の場合には懲戒の対象となる。

- ①通学及び休日の講座・模擬試験・部活動等への利用
- ②校外での行事(遠足・演劇鑑賞・各種大会等)への利用
- ③制服での車両運転及びその車両の同乗(他校生を含む)
- ④校時中の車両利用(学校欠席の際など)
- ⑤その他学校生活に関わるような車両利用

※二輪車免許取得はいかなる理由があろうとも認めない。(保護者責任で取得申出があっても)